

福島市請負工事成績評定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ適正な工事評定の実施を図り、もって良質な工事を確保し、工事請負業者の適正な評価及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象とする工事は、請負金額が130万円以上の工事とする。

2 次の工事及び業務委託については対象外とする。

- (1) 建築物・構造体の解体及び撤去のみの工事
- (2) 橋梁や機械・設備等の工場製作のみの工事
- (3) 廃業等により工事請負業者が不在の場合

(評定の内容)

第3条 評定は、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、高度技術力、創意工夫、環境対策、社会性等の評価項目について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次のとおりとする。

第1評定者 所属課等の担当監督員

第2評定者 所属課等の担当係長

第3評定者 福島市請負工事検査規程（平成22年2月1日改正）第7条の規定に基づき検査を命じられた検査員（以下「検査員」という。）

(評定の方法)

第5条 評定は、各評価項目について、工事ごと、評定者ごとに独立して公正かつ適正に行うものとする。

ただし、一つの工事の評定者が複数の場合においては、それらの者が協議して評定を行うものとする。

- 2 評価項目以外の要素により、評定を調整する必要がある場合には、別に定めるところにより評定を加点又は減点することができる。
- 3 評定の方法は別に定めるものとし、その結果は別に定める工事成績評定表等（以下「評定表等」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 第1評定及び第2評定は工事が竣工したとき又は一部竣工したときに行うものとし、第1評定者及び第2評定者は当該工事の竣工検査又は一部竣工検査の前日までに、第3評定は当該工事の検査（ただし、中間検査を除く。）を実施したときに行うものとする。

(評定点の通知)

第7条 契約権者は、評定者から評定表等の通知があった場合、速やかに当該工事の受注者に評定点を別記様式第1により通知するものとする。

- 2 評定点の通知については、請負金額が500万円以上とする。
- 3 評定要綱第8条に基づき評定を修正した場合も同様とする。

(評定の修正)

第8条 契約権者は、第7条の通知をした後、必要があると認められる場合には、当該評定を修正しなければならない。ただし、第3評定者の評定を修正する場合は、財務部契約検査課長に協議しなければならない。

- 2 前項により当該評定を修正した場合は、その評定表等を速やかに財務部契約検査課長に報告しなければならない。

(説明請求等)

第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内(休日を含む。)に、通知を行った契約権者に対して評定の内容について書面により説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第10条 契約権者は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合は、速やかに別記様式第2により回答するものとする。

- 2 契約権者は、前項の回答をする場合は、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 3 前項の工事成績評定評価委員会は、別紙1に定める要綱に基づき設置するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から適用する。
- 2 福島市工事成績評定要綱(平成15年4月1日制定)は廃止する。
- 3 福島市工事成績評定通知実施要綱(平成16年4月1日制定)は廃止する。

附則

- ・ この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附則

- ・ この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

〇〇第 号
令和 年 月 日

契約の相手方
商号又は名称
代表者氏名 様

契約権者
〇 〇 〇 〇 印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、福島市請負工事成績評定要綱に基づき評定した結果を通知します。なお、評定の結果に疑問があるときは、本市に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送します。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- | | | |
|---|------------------|---------------------|
| 1 | 工 事 名 | 工 事 |
| 2 | 契 約 番 号 | |
| 3 | 工 期 | 令和 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 |
| 4 | 工事完成年月日 | 令和 年 月 日 |
| 5 | 成 績 評 定
評 定 点 | 点 項目別評定点は、別表1のとおり |

6 送付先及び問い合わせ先
〒960-8601

福島市五老内町3番1号

福島市 部 課
TEL024-535-1111 (内線)

項目別評定点

(契約番号)

評価項目	細 別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.2 点
	II. 配置技術者	/ 3.8 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 11.7 点
	II. 工程管理	/ 9.3 点
	III. 安全対策	/ 10.7 点
	IV. 対外関係	/ 3.4 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 13.9 点
	II. 品質	/ 15.9 点
	III. 出来ばえ	/ 8.5 点
4. 高度技術 (加点のみ)	高度技術	/ 6.0 点
5. 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	/ 3.6 点
6. 環境対策 (加点のみ)	環境対策	/ 3.6 点
7. 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献等	/ 6.4 点
8. 法令遵守等 (減点のみ)		— 点
評定点合計		/ 100 点

評定点合計は、小数第1位を切り捨てし整数としています。

別記様式第2

〇〇第 号
令和 年 月 日

契約の相手方

商号又は名称

代表者氏名

様

契約権者

〇 〇 〇 〇 印

工事成績評定に係る説明書(回答)

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容については、下記のとおりです。

記

1 工 事 名

工 事

2 契 約 番 号

3 疑問に対する回答

福島市工事成績評定評価委員会要綱

(趣旨)

第 1 本要綱は、市に設置する福島市工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第 2 委員会は、市に係る工事で、次の事項について審議するものとする。

(1) 福島市請負工事成績評定要綱第 7 条に基づき通知した評定について、同要綱第 9 条により契約権者から説明を求められた場合

(2) その他工事成績評定の運用に係る事項

第 3 委員会は、次の者で組織する。

(1) 財務部次長

(2) 当該工事担当次長

(3) 契約検査課長

(4) 工事検査室長

(5) 当該工事担当課長

(6) 当該工事担当検査員

2 委員長は、財務部次長とする。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

(委員会の招集)

第 4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

3 受注者から説明を求められた内容等について、簡易で事務的に処理できるものについては、委員長の了解のもとに処理できるものとする。

(委員会の庶務)

第 5 委員会の庶務は、財務部契約検査課が行う。

附則

・ この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から適用する。

附則

・ この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。

附則

・ この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則

・ この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

福島市請負工事成績評定要綱の運用

第5条第3項関係（評定表等及び評定の手順）

評定表等とは次のものをいう。

（1）請負金額500万円以上の工事

- ・土木・建築（設備）工事成績評定表（様式第4号）
- ・工事成績採点表「竣工・一部竣工」（様式第4-1号）
- ・工事成績採点表「既済部分」（様式第4-2号）
- ・考査項目別集計表（様式第4-3号）
- ・考査項目別採点表（様式第4-4号）

検査の結果、修補があった工事については、修補前の状況で評定するものとする。

（2）請負金額130万円以上500万円未満の工事

- ・土木・建築（設備）工事成績評定表（請負金額130万円以上500万円未満の工事に適用）（様式第4号）
- ・工事成績採点表「竣工・一部竣工・既済部分」（小規模型）（様式第5号）

第9条関係

「通知を受けた日から起算して14日以内」とは、初日を算入し、14日目が期間の満了日となることをいい、最終日が休日に当たるときは、その翌日が満了日となる。

附則

- 1 この運用は、平成22年10月1日から適用する。
- 2 福島市工事成績評定要綱の運用基準（平成15年4月1日）は廃止する

附則

- ・ この運用は、平成25年4月1日から適用する。